

那覇市公報

号外第 6 7 8 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 18 年度定期監査（後期）の結果について（公表）…………… 949

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 0 号

平成 1 9 年 3 月 2 7 日

那覇市監査委員 長嶺 紀雄

同 宮里 善博

同 大城 春吉

同 玉城 彰

平成 18 年度定期監査（後期）の結果について（公表）

地方自治法第 199 第 4 項の規定に基づき、経営企画部、総務部、財務部及び健康福祉部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 **経営企画部**
経営企画室、情報政策課
総 務 部
(市長公室) 秘書広報課、なは未来室、平和交流・男女参画室、
総務課、人事課、管財課
財 務 部
財政課、税制課、市民税課、資産税課、納税課
健康福祉部
福祉政策課、健康推進課、ちゃーがんじゅう課、障害福祉課、保護課
(こどもみらい局) こどもみらい課、子育て応援課
- 第 2 監査の期間 平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 2 月 23 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 18 年度 (平成 18 年 11 月 30 日現在) における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

経営企画部

○ 経営企画室

1 職員の配置状況

経営企画室の職員配置状況は、副参事兼室長 1 人、副参事 1 人、主幹 8 人、技幹 2 人、主査 8 人、技査 2 人 (沖縄県及び沖縄総合事務局出向)、主任主事 3 人、主事 3 人の計 28 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 5 人である。

2 主な所掌事務

経営企画室は、総合計画等の策定及び推進、行政各部門における事業の総合調整、重点施策及び重点事業の策定、主要事業の進行管理、都市経営、行財政改革の推進、行政組織及び定員、事務管理及び能率、地方分権、経営改革アクションプラン、行政評価、ISO9001 の総括及び推進、新庁舎の建設、那覇軍港の跡地利用の基本政策、那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進、土地開発

公社の経営の健全化に関する計画の進行管理その他土地開発公社、土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得、本市が取得した前号の土地の管理及び処分の総合調整、統計、特に命ぜられた事項に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、主な団体負担金として南部広域市町村圏事務組合負担金 (1,014 万 3,000 円) 那覇空港拡張整備促進連盟負担金 (100 万円) 沖縄県水源基金負担金 (72 万 5,000 円) 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会負担金 (13 万 5,000 円) 沖縄県統計協会負担金 (10 万 1,200 円) 等である。

補助金の支出は、沖縄大学市民大学運営補助金 (48 万 6,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、第 1 回業者選定委員会委員報酬、事業所・企業統計調査指導員、調査員報酬等である。

概算払による支払いは、ISO・行政評価先進都市視察旅費 3 人、県都那覇市の振興に関する協議会・那覇港湾施設移設に関する協議会参加旅費 3 人、国土交通省職員による法改正案の研修参加旅費、国土交通省・内閣府ヒアリング旅費、平成 18 年度第 1 回下水道担当者会議出席旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、ISO9001 内部監査員フォローアップ研修 (10 万 5,000 円) ISO 規格要求事項解説研修 (5 万 2,500 円) 第 4 次那覇市総合計画策定支援業務 (694 万 3,650 円) 市民意識調査及び満足度調査業務 (136 万 5,000 円) 那覇軍港地権者意向全体計画調査 (178 万 5,000 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に複写機賃貸借契約 (27 万 3,153 円) 複写機使用料及び消耗品等の供給 (57 万 4,819 円) NHK 受信料その他 (24 万 1,010 円) 複写機リース料 4F (13 万 6,547 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金・出資による権利・株券について

基金は、新庁舎建設基金 (43 億 49 万 2,423 円) である。出資による権利は、南部広域市町村圏事務組合 (3 億 3,322 万 5,000 円) 株券は、那覇空港ビルディング株式会社 (1,120 株、取得価格 5,600 万円) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

団体負担金について (留意事項)

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体はかなり見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。見直し等検討を要する団体の決算状況は、次のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位: 円)

団 体 名	平成18年度 予算額 (那覇市)	平 成 17 年 度 決 算 額			収支比 率(%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
那覇空港拡張整備促進連盟	1,000,000	9,016,175	6,000,875	3,015,300	66.6	経営企画室
航空路線開設促進協議会	100,000	1,781,103	1,401,602	379,501	78.7	"
沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会	136,000	2,527,370	1,268,897	1,258,473	50.2	"
都市開発資金協議会	40,000	2,934,318	1,850,920	1,083,398	63.1	"
沖縄県対米請求権事業協会	10,000	281,407,816	203,082,178	78,325,638	72.2	"

収支比率 80%未満の団体

○ 情報政策課

1 職員の配置状況

情報政策課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 5 人、主任主事 7 人、主事 6 人の計 21 人である。その他は、非常勤職員 2 人である。

2 主な所掌事務

情報政策課は、電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整、電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整、基幹系業務処理システムの整備、主管課の個別業務システムの整備支援及び調整、庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティ、汎用機、サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会負担金 (11 万 8,000 円) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事有線系 (53 万 808 円)、地方自治情報センター年会費 (40 万円)、沖縄県総合行政情報

通信ネットワーク整備工事地上系(37万32円)、の団体負担金及び I.T.E.P 研修受講料(10万960円)の出席負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、主に沖縄自動車道料金、I.T.E.P 事務局研修旅費等である。概算払による支払いは、ネットワークセキュリティ実践資格認定講習受講旅費、システム再構築事業に関する視察旅費、システム再構築事業に関する視察及び自治体 CIO 育成研修受講旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況の契約について

業務委託契約は、主にシステムエンジニアリング及びオペレーション(3,189万600円)平成18年度那覇市端末機保守契約(910万3,500円)システムエンジニアリング業務支援(684万540円)文書・庶務管理システムプログラムプロダクト(478万8,000円)ホストコンピュータGS2120保守契約(337万8,060円)等の委託業務である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に平成18年度全庁PC等賃借料(1億3,061万8,320円)新グループウェアシステム賃借料(2,399万2,668円)ホストコンピュータ・プログラムプロダクト(2,142万円)那覇市ネットワーク再構築機器賃借料(1,695万3,300円)平成18年度入替端末機リース料(1,659万4,200円)平成18年度FNAサーバーリース料(1,194万4,800円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、全庁パソコン修繕料他1件(8万9,250円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 株券について

株券は、沖縄ケーブルネットワーク株式会社(200株、取得価格1,000万円)の株である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成19年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

コンピュータ関係の随意契約について(留意事項)

下表のとおり、コンピュータハード・ソフトに係る平成18年度契約済業務46件のうち入札に適しないもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用)として、契約した19件(41.3%)については、業者の見積額をそのまま予定価格として設定し、随意契約している。特に、メインフレーム(汎用コンピュータ)関連にあっては、本体にかかる情報非開示故の特殊性と是とせず、あらゆる角度から調査・比較検討の上、価格抑制、費用対効果を念頭に予定価格を設定し、入札の可能性も含めて留意されたい。

コンピュータハード・ソフト等業務委託 (随意契約分)

番号	業 務 名	契約額 (円)
1	システムエンジニアリング業務支援	5,197,500
2	システムエンジニアリング及びオペレーション	31,890,600
3	ホストコンピュータ(GS8500)保守業務	6,370,560
4	無停電装置 (UPS) 保守業務	735,000
5	裁断機(ディタッチャ-)保守業務	577,500
6	磁気媒体回収保管業務再委託	650,475
7	平成 18 年度那覇市端末機保守業務	9,103,500
8	ホストコンピュータ(GS2120)保守業務	3,378,060
9	システムエンジニアリング業務支援	6,840,540
10	グループウェアシステムサポート業務	787,500
11	プログラム・プロダクトサポートサービス業務	827,820
12	公開サーバー及びセキュリティ機器保守業務	2,612,400
13	銘苅庁舎ネットワークシステム保守業務	1,008,000
14	電子相談システム保守業務	630,000
15	メールマガジンシステム構築業務	599,999
16	電子申請システム構築業務	2,281,902
17	公共施設利用予約システム構築事業	1,323,000

プロポーザルに基づく随意契約 3 件は除外。

機器・ソフトリース契約 (予定価格 40 万円以上の随意契約分)

番号	業 務 名	契約額 (円)
18	ホストコンピュータ・プログラムプロダクト	21,420,000
19	GIS サーバー賃借料	4,145,400

プロポーザルに基づく随意契約 1 件及び不動産賃借料 1 件は除外。

総 務 部

(市長公室)

○ 秘書広報課

1 職員の配置状況

秘書広報課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 2 人の計 10 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

秘書広報課は、市長及び助役の秘書、儀式及び交際、渉外、ほう賞及び表彰、市政の普及・啓発及び宣伝、報道機関との連絡調整、庁内広報に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、日本広報協会会費(4万2,000円)である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いの主なものは、急を要する慶弔・懇談会等に係る交際費、JICA ボランティア派遣に伴う激励金、九州吹奏楽コンクール出場に伴う激励金、台北市教育局一行懇親会、後納郵便料、三役車高速道路通行料及び駐車料金、市政功労者表彰審査委員会報酬・費用弁償、市制施行記念式典における演奏及び式典補助者謝礼金である。

概算払による支払いは、「故橋本龍太郎」内閣・自由民主党合同葬儀参加及び沖縄県市長会会長としての内閣府あいさつ回り他の随行旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6(1)留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、市長専用運転業務(342万円)、両助役専用運転業務(684万円)、市民の友配布(680万850円)、インターネット運用業務(360万円)、声の広報業務(47万2,500円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、市長用自動車の賃貸借料(62万4,960円)、タクシー使用料(8万3,820円)、ファクス賃借料(9万4,500円)及びNHK受信料他6件(18万9,130円)である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6(2)検討事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成19年1月15日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、「6(3)注意事項」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意、検討及び注意事項

(1) 団体負担金について(総務部の共通留意事項)

交付団体の運営状況について、交付団体の平成17年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体がかかり見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、次のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

団 体 名	平成18年 度予算額 (那覇市)	平 成 1 7 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
日本広報協会	42,000	303,425,893	203,327,178	100,098,715	67.0	秘書広報課
全国公平委員会	85,000	37,450,274	28,716,396	8,733,878	76.7	総 務 課
那覇市国際交流 市民の会	100,000	1,623,474	1,158,196	465,278	71.3	平和交流・ 男女参画室
日本国連協会沖 縄県支部	5,000	791,486	460,663	330,823	58.2	平和交流・ 男女参画室
J E T プログラ ム	201,000	1,523,670,559	1,091,389,305	432,281,254	71.6	平和交流・ 男女参画室
自治研修協議会	11,000	8,149,897	4,033,020	4,116,877	49.5	人 事 課
沖縄県高圧ガス 保安協会	21,000	154,413,495	108,577,881	45,835,614	70.3	管 財 課

収支比率 80%未満の団体

(2) インターネット運用業務委託契約について(検討事項)

那覇市公式ホームページの運営においてノウハウがあるだけでなく、IT分野に精通し、工業デザイナー及びウェブアクセビリティIBM技術認定資格を有するため、那覇市ホームページ運用業務において最適であり、それ以外の者との契約は当該事業の運営に著しい支障をきたす恐れがあるとのことで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により360万円で個人と随意契約を締結している。

しかし、業務仕様書によれば、対象業務は、那覇市ホームページ及びコンテンツの維持管理及び改善 その他那覇市ホームページで使用するコンテンツの作成(作業目安:毎月1点以上5点以内) その他の業務で使用するコンテンツ(作業目安:毎月5点以内) その他運用に必要な方策の提案となっており、特別の資格要件等の設定はない。

この業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し契約することは適当でない。

契約については、競争入札が原則であり、公平性、透明性及び経済性等総合的な観点から契約のあり方を検討されたい。

(3) 物品の保管管理について(注意事項)

物品の保管管理について確認した結果、次のとおりであった。

平成19年1月15日現在の切手等の保管状況は、受払簿現在高4,700円、現品保有高が2,800円で1,900円一致していない。

物品受払簿について、払い出しだけの記載で受ける欄がない。

備品台帳の写真及び視聴覚器具類を抽出し確認した結果、平成18年1月19日購入のデジタルカメラ(10万8,000円) スピードライト(2万7,700円) レンズフィルター(2,100円)が平成18年4月6日付で紛失届処理されている。

物品の善良な管理の観点から、那覇市物品会計事務取扱要綱第13条(物品の管理)の規定を遵守し、物品の適正管理に注意されたい。

(市長公室)**○ なは未来室****1 職員の配置状況**

なは未来室の職員配置状況は、室長 1 人、主査 1 人、主事 1 人、技師 (建築) 1 人の計 4 人である。

2 主な所掌事務

なは未来室は、特定重要事項への対応及び研究、政策推進会議に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況については、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、生活の足を考えるシンポ実行委員会への負担金 (37 万円) である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、生活の足を支える公共交通フリートーク講師謝礼金である。

概算払による支払いは、地域振興アドバイザー派遣制度オリエンテーションへの参加旅費、地域マネジメントネットワーク会議への参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料 (2 万 1,370 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(市長公室)**○ 平和交流・男女参画室****1 職員の配置状況**

平和交流・男女参画室の職員配置状況は、室長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人の計 6 人である。その他、非常勤職員 8 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

平和交流・男女参画室は、平和振興、国際交流並びに姉妹都市及び友好都市、基地問題、旧軍飛行場用地問題、男女共同参画計画、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的企画及び連絡調整、女性センターに関する事務を所掌してい

る。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、那覇市国際交流市民の会 (10 万円) 沖縄地域留学生交流推進協議会 (5 万円) 日本国連協会沖縄県支部 (5,000 円) 那覇長崎平和交流事業 (1 万 2,500 円) JET プログラム (人員割負担 7 万 5,000 円、障害保険負担 2 万 6,650 円、来日渡航負担 4 万 2,758 円) の団体負担金、核廃絶を求める団体 (6 万円) の参加負担金である。

補助金の支出は、旧那覇飛行場用地問題解決地主会 (40 万円) への補助金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、主に JET 参加者人員割会費・障害保険負担金、沖縄地域留学生交流推進協議会負担金、那覇・福州友好都市 25 周年記念訪問通訳旅費、サンビセンテ市職員派遣に伴う現地へのお土産代、福州 25 周年記念訪問に伴う答礼晚餐会等である。

概算払による支払いは、那覇・福州児童交流祭引率参加旅費、那覇・福州児童交流祭校長他 12 人参加旅費、長崎市青少年ピースフォーラム参加生徒旅費、日本非核宣言自治体協議会総会・第 2 回非核宣言自治体全国大会参加旅費、平成 18 年度国際交流員中間研修参加旅費等である。

これらについて審査した結果、「6 (1) 注意事項、(3) 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、主に旧那覇飛行場用地問題解決事業 (577 万 5,000 円) 長崎少年友情の翼交流会・食事会 (32 万 5,133 円) 南部戦跡学習ツアー (23 万 5,030 円) 広告塔撤去 (22 万 500 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に複写機使用料他 2 件 (25 万 2,233 円) 複写機保守料他 2 件 (28 万 5,060 円) ナーファ巡りバス借上げ料他 2 件 (22 万 2,540 円) ウィークリーマンション賃借料他 2 件 (37 万 1,380 円) 等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 構築物について

核兵器廃絶平和都市宣言広告板 (3 箇所) 恒久平和のモニュメントである。

(2) 山林について

日南市在の国有地 (面積 61,276 m²) 上に、スギ 11,160 本、ヒノキ 2,500 本、イヌマキ外 1,470 本の立木を所有している。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 (2) 注意事項」以外は、

おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意及び留意事項

(1) 支出科目について (注意事項)

海外移住那覇市出身研修生受入事業でペルー (1 人)、ブラジル (1 人) からの受入研修生に対し、研修期間 (2 ヶ月) 中、主に食費補助 (計 18 万円、2,000 円/1 日) として、交際費から支出しているが、支出科目として不適切と思料されるので注意されたい。

(2) 財産の適正管理について (注意事項)

下記の契約は、本市の姉妹都市である日南市との共同事業として 21 世紀に向けて「友好市民の森」を建設し、両市の親善交流等に活用することを目的として、国の分収造林制度を活用して、熊本営林局長との間で、分収造林設定 (国有地上に) 契約を締結したものである。

遠隔地にある財産の管理については、困難を伴うことは想定されるが、市民の税金を投入した重要な財産に何ら変わりはないので常日頃から現状把握に努めるべきである。また、いずれも 10 年満期の森林国営保険に加入していたが、期間満了後においても更新手続きがされてなく無保険状態となっている。適切な措置を講じるよう注意されたい。

契約名：分収造林設定契約書 (抄)

1 平成 8 年 1 月 24 日締結分

所在地：宮崎県日南市大字酒谷字割龍谷甲 4535 番内新村国有林 32 林班い小班

実測面積：32,637 m²

植栽樹種および本数：スギ 4,000 本、ヒノキ 2,500 本、イヌヅナ 400 本、ヤマザクラ 280 本、ナナハシ 590 本、センダングサ 200 本

存続期間：平成 7 年度から平成 86 年度

伐採の時期：平成 86 年度

収益分収の割合：本市 70/100

2 平成 8 年 6 月 28 日締結分

所在地：宮崎県日南市大字酒谷字本河内和平田甲 4438 番内新村国有林 36 林班に 1 小班

実測面積：28,639 m²

植栽樹種および本数：スギ 7,160 本

存続期間：自平成 8 年度から平成 46 年度

伐採の時期：平成 46 年度

収益分収の割合：本市 70/100

(3) 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、秘書広報課の「6 (1) 団体負担金について (総務部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(平和交流・男女参画室分を参照)

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、主査 10 人、主任主事 8 人、主事 2 人、電話交換手 1 人の計 25 人である。その他、非常勤職員 10 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、議会に関すること、災害対策に係る計画及び総合調整、防災会議・災害対策本部及び災害復旧に係る申請等、総合防災訓練・防災ボランティア団体等への防災対策の情報提供等、防災センターの設立及び防災の啓発、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）文書及び公印、情報公開及び個人情報保護、条例・規則等の制定並びに解釈及び運用、中央行政機関等との連絡調整等、公平委員会、他部の所管に属しないことに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）負担金について

負担金の支出は、全国市長会（151 万 7,000 円）九州市長会（25 万 3,000 円）沖縄県市長会（392 万 3,000 円）南部市町村会（543 万 2,000 円）財団法人南部振興会（179 万 8,000 円）等である。

（２）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬・費用弁償、公平委員会委員費用弁償、全国公平委員会連合会会費、出席負担金等である。

概算払による支払いは、全国公平委員会常任理事会参加旅費、全国公平委員会連合会九州支部総会参加旅費、公平委員会制度 55 周年記念総務大臣表彰参加旅費及び九州地区都市防災連絡協議会参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約の主なものは、顧問弁護士料（105 万円）例規類集電子データメンテナンス業務（169 万 500 円）防災行政無線保守点検業務（327 万 6,000 円）土砂災害情報相互通報システム保守業務（341 万 2,500 円）防災行政無線移設業務（213 万 6,330 円）防災情報システム移設業務（268 万 8,000 円）消防本部 3 階部分改修及び無線設備業務（336 万円）首里鳥堀町 5 丁目陥没等観測業務（131 万 6,700 円）那覇市総合防災訓練会場設営業務（176 万 4,000 円）である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約の主なものは、ドキュテック賃借料（689 万 9,760 円）ドキュテックプリント使用料（350 万 3,350 円）郵便料金計器賃借料（81 万 9,000 円）業務用軽自動車賃貸借料（23 万 3,100 円）判例データベース（CD-ROM 版）賃借料（34 万 200 円）及びマイクロビューア賃借料（26 万 8,380 円）である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両の法定 12 ヶ月点検その他 2 件 (1 万 2,495 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、秘書広報課の「6 (1) 団体負担金について (総務部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(総務課分を参照)

○ 人 事 課

1 職員の配置状況

人事課の職員配置状況は、副参事兼課長 1 人、主幹 4 人、主査 12 人、主任主事 15 人、主事 8 人、技査 1 人、保健師 1 人、技師 1 人、総合現業主査 1 人の計 44 人である。その他、非常勤職員 4 人である。

2 主な所掌事務

人事課は、職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分、職員の勤務条件、給与、報酬、費用弁償等、職員の安全及び衛生管理、職員の福利厚生、研修に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、扶養・期末手当もどし入金 (現年度分) (84 万 6,103 円)、諸手当もどし入金 (現年度分) (6 万円)、その他 (現年度分) (5,600 円) である。

(2) 負担金について

負担金の支出は、主な団体負担金として (財) 沖縄県社会保険協会 (4 万 5,500 円)、那覇社会保険委員会 (3,000 円)、自治研修協議会 (1 万 1,000 円) 等である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、特別職報酬審議会委員報酬、費用弁償、職員採用試験協力者への食料費 (一次)、各月の一般職給、管理職手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末手当勤勉手当等である。

概算払いによる支払いは、市町村職員中央研修所 (専門実務研修・自治政策課題研修)、国際文化研修所 (戦略的政策型研修)、内閣府派遣職員中間報告及び沖縄現場視察研修等の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 (1) 留意事項」

以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、職員採用候補者試験業務(245万5,908円)、産業医委託業務(市立病院)(75万6,000円)、新任係長研修(41万7,200円)、現任係長研修(43万5,200円)、適正検査判定業務(32万8,125円)等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、複写機賃貸借(21万8,982円)、ファクシミリ賃貸借(12万6,000円)、内閣府職員公舎借上(120万円)、メンタルヘルス相談室借上使用料(90万7,200円)、人事給与システムパッケージリース料(374万4,726円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

退職手当基金 52 億 2,315 万 8,913 円の積立金について、定期預金証書及び年度を越える繰替え運用書等で確認した。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについては、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 留意事項

団体負担金について(留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、秘書広報課の「6(1)団体負担金について(総務部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(人事課分を参照)

○ 管 財 課

1 職員の配置状況について

管財課の職員配置状況は、課長 1 人、主査 6 人、主任主事 5 人、主任技師 1 人の計 13 人である。その他、非常勤職員 9 人である。

2 主な所掌事務

管財課においては、財産の総括、普通財産、本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理、市有物件災害共済、所有者不明墓地、管理車両、物品の調達及び検収並びに不要品の売却、公共料金支払システムによる光熱水費の支出決定に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、土地貸付収入の一般貸付分(2,475万9,168円)、滞納繰越分

(1,680 万 5,712 円) 承諾料(57 万 8,600 円) 株式配当金(257 万 625 円) 庁舎光熱水費実費徴収金(現年度分)(18 万 9,830 円) アスベスト改修型事業交付金(433 万 3,000 円)である。

(2) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地等地主会連合会(16 万 9,000 円) 那覇地区交通安全協会(5 万 1,650 円) 豊見城地区交通安全協会(1 万円) 国有資産等所在市町村交付金(87 万 200 円) 甲種防火管理者講習会(1 万 2,000 円)等への団体及び出席負担金である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、市有地売却に伴う賃料還付金、沖縄県都市管財事務協議会、自転車リサイクル料金、甲種防火管理者講習会等への出席負担金及び手数料である。

概算払いによる支払いは、沖縄県都市管財事務協議会への旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6(3)(6) 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、市有地賃料鑑定評価業務(222 万 6,000 円) 訴訟の代理委任契約(着手金)(168 万円) 本庁舎清掃業務(1,606 万 5,000 円) 本庁舎警備業務(1,207 万 5,000 円) 本庁舎等施設管理業務(1,635 万 9,000 円) 銘苅庁舎清掃業務(1,323 万円) 銘苅庁舎警備業務(1,354 万 5,000 円)等の委託契約である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

本庁舎修繕工事設計(771 万 7,500 円)の委託契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、財産管理システム機器賃借(269 万 2,620 円) 晶設計第一ビル賃貸借(600 万円) 本庁舎等電話交換機設備賃貸借(439 万 7,400 円) 銘苅庁舎賃借(1 億 2,442 万 8,300 円) 銘苅庁舎及び仮設駐車場用地賃貸借(277 万 7,902 円)等の契約である。

(4) 修繕料の契約状況について

修繕料については、車検整備他 30 件(76 万 2,684 円) 市役所地下変電室変圧器取替修繕(128 万 7,300 円) 議会事務局登庁盤等移設(251 万 8,102 円) こどもみらい局創設電話線工事他 16 件(316 万 1,610 円) 銘苅庁舎職員健康診断室空調衛生修繕(85 万 6,000 円)等の契約である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6(4)(5) 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理

(1) 公有財産について

土地については行政財産公用(本庁舎、駐車場) 普通財産(駐車場、下水道施設用地、下水道、道路、公共施設用地、墓地、学校用地、有償貸付、無償貸付、更地、残地・遊休地、のり地、袋地、崖地、軍用地、国道潰れ地、県道潰れ地、市道潰れ地、県道、市道、道路、河川敷、井戸・拝所、その他)(304,217.39 m²) 建物については行政財産公用(本庁舎、駐車場、倉庫、事務所・会議室) 普通財産(その他)(3,162.88 m²)となっている。財産管

理状況について、土地建物一覧表、市保有株式一覧、その他公有財産台帳の整備状況を（抽出）審査した。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 18 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 (1)(2) 是正事項」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 是正及び留意事項

(1) 市有地賃貸料の滞納処理について（是正事項）

これまで指摘した市有地賃貸料の滞納処理については、督促状、納付催告書送付にとどまらず、担当職員で個別に訪問し相談を行っている。しかしながら、平成 16 年度内をメドに滞納整理月間の設定、滞納調査票への記載項目の充実、特に高額滞納者に対しては法的手続の対応をとることが報告されているが、本監査までに時効に関係する市有地賃貸料の高額滞納者への法的手続は 1 件しか実施されておらず、時効中断の手続が執られていないものが 6 件みられる。

厳しい財政状況の中、法令に基づいた適切な処置を取られるよう是正されたい。

(平成 13 年度以前の滞納分)

	所 在 地	面積 (㎡)	金額 (円)	時効中断 の有無	誓約書の 有無
1	那覇市前島	321.75	5,562,144	中断	無
2	那覇市若狭	129.44	1,230,282	無	無
3	那覇市前島	457.67	961,104	無	無
4	那覇市若狭	100.67	456,344	中断	有
5	那覇市前島	87.36	431,450	中断	有
6	那覇市若狭	99.34	332,832	無	無
7	那覇市若狭	99.79	269,424	中断	有
8	那覇市東町	56.87	243,276	無	無
9	那覇市曙	104.13	237,348	中断	有
10	那覇市首里真和志町	110.66	197,538	中断	有
11	那覇市前島	104.42	180,180	中断	有
12	那覇市若狭	101.09	113,850	中断	有
13	那覇市前島	79.17	102,456	無	無
14	南風原町字新川	14.00	51,100	無	無
15	那覇市首里末吉町	139.52	31,752	中断	有

(2) 市有地の不法占拠解除について (是正事項)

これまで指摘した市有地に対する権利侵害・不法占拠については、台帳を整理し隣接地の建物が市有地に食い込んでいる問題等について、経緯等を含めて実態調査する。隣接市有地賃借人が別の市有地を利用している問題については当該賃借人と交渉し解決していく旨の報告があった。

土地の不法占拠状態 (25 筆) については交渉等の経緯を記録する個別調書の作成もされておらず、現況の事実確認も目視によるだけの作業となっている。時効消滅の中断手続きは直ちに、貸付及び売却すべき土地については早期に交渉手続に入らなければならない。

厳しい財政状況の中、法令に基づいた適切な処置を取られるよう是正されたい。

(3) 公衆電話取扱手数料の収入調定について (留意事項)

収入の調定は、那覇市会計規則第 21 条第 1 項 (調定の通知)、納付書兼調定通知書により速やかに収入役に通知しなければならない。同条第 2 項により、前項により難しい収入については、毎月末現在をもって翌月 5 日までに収入役に通知しなければならない、とされている。当該手数料が 4 月分から収納されていないことは、毎月の収入を調定する時期が適正に執行されていない状況にある。

同規則を遵守し歳入業務を再点検して、適正な収入事務の執行に務められたい。

(4) 業務委託の随意契約理由の根拠について (留意事項)

旧伝統工芸館建物質料の不動産鑑定業務委託 (108 万 1,500 円) については、随意契約理由を「不動産鑑定業者の報酬額に差が生じない」として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの) として業務委託を実施している。当該業務委託については不動産鑑定士等の資格を持った者であれば可能であり、同業協会にも複数の会員が登録されていることから、競争入札に適しない理由には該当しない。

随意契約の限度額を超える契約の場合には、明確な根拠により、公正な取引が出来るよう適正な執行に留意されたい

(5) 修繕料の随意契約における予定価格設定、見積書徴取について (留意事項)

修繕料については那覇市契約規則第 21 条第 1 項に定める金額の限度額内であるとして随意契約により執行している。同条第 2 項 (予定価格の決定) 及び第 3 項 (見積書の徴取) に規定されていることについては全体契約数 80 件中、予定価格設定がないものが 75 件、見積書が 1 人から徴取されていないものが 51 件みられる。公用車の定期点検等は車両を購入した業者でなければ検査できない特殊性は認められない。また、タイヤ交換は必ずしも現在装着しているタイヤの指定店でなければ購入できないものではなく、複数業者から見積徴取できるものである。

随意契約においては受注の機会均等、経済比較が図られるよう契約の適正な執行に留意されたい。

(6) 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、秘書広報課の「 6 (1) 団体負担金について (総務部の共通留意事項) 」と共通内容の留意事項である。(管財課分を参照)

財 務 部

○ 財 政 課

1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、副参事兼課長 1 人、主幹 3 人、主査 5 人、主事 1 人の計 10 人である。

2 主な所掌事務

財政課においては、予算の編成、決算及び予算の執行管理、市債及び一時借入金、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金等、特別会計予算の調製、財政事情の公表及び財政調査、バランスシートの総括、財務会計システムに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、自動車重量譲与税 (1 億 9,014 万 2,000 円) 地方道路譲与税 (6,807 万 2,000 円) 地方消費税交付金 (4 億 5,548 万 1,000 円) 土地開発公社貸付金元利収入 (13 億 1,250 万円) である。

(2) 負担金、補助金について

負担金の支出は、病院事業会計 (3 億 6,571 万 3,000 円) 下水道事業会計 (6 億 1,359 万円) への負担金である。

(3) 概算払の取扱について

概算払の支出は、九州県庁所在都市財政実務者会議 (4 万 7,990 円) 九州県庁所在都市財政会議 (6 万 6,670 円) への出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 (1) 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約については、財務会計システムサポート業務 (189 万円) プログラム・プロダクトサポートサービス (3 万 2,760 円) の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料については、複写機賃貸借及び M G 料金 (115 万 1,000 円) 電子機器の賃貸借及び保守 (843 万 8,220 円) 新財務会計システム賃貸借及び保守 (475 万 5,744 円) 等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

基金の管理について、5 基金 (平成 18 年 11 月末の基金現在高: 財政調整基金 26 億 5,980 万 8,000 円、減債基金 26 億 4,222 万円、土地開発基金 3 億 2,921 万 1,000 円、公共用施設及び都市モノレール整備基金 25 億 4,606 万円、地域振興基金 1 億 9,925 万円) を審査した。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについては、「6 (2) 留意事項」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 留意事項

(1) 団体負担金について（財務部共通留意事項）

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金及び補助金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。

検討を要する団体の決算状況は、次のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成18年度予算額 (那覇市)	平 成 1 7 年 度 決 算 額			執行率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
沖縄県都市財政連絡協議会	1,000	71,235	39,427	31,808	55.3	財 政 課
那覇地区税務協会	36,000	425,221	100,472	324,749	23.6	税 制 課
北那覇地区税務協会	36,000	266,634	186,785	79,849	70.1	税 制 課
那覇市租税教育推進協会	50,000	571,772	84,949	486,823	14.9	税 制 課
事業所税都市連絡協議会	10,000	680,004	444,041	235,963	65.3	市民税課
沖縄県基地交付金市町村連絡会議	50,000	2,121,934	1,153,847	968,087	54.4	資産税課
南部地区固定資産事務研究会	2,000	24,135	3,742	20,393	15.5	資産税課
社団法人全国国土調査協会	20,000	80,760,773	58,254,770	22,506,003	72.1	資産税課
九州ブロック国土調査推進協議会	2,000	1,768,257	658,299	1,109,958	37.2	資産税課

収支比率 80%未満の団体

(2) モノレール基金貸付繰替処理について（留意事項）

平成 18 年度 9 月議会において、那覇市が琉沖縄都市モノレールに対し、13 億 1,250 万円を貸付する歳出補正予算案及び貸付財源を全額公共用施設及び都市モノレール整備基金を繰入金とする歳入予算案が議決された。しかしながら、モノレール基金の積立額約 25 億円の殆どは那覇市土地開発公社への貸付金（債権）であり、現金残高は約 660 万円程度であった為、公社に対して貸付相当額の債権を償還請求した。基金への貸出繰入については歳入歳出予算案として議会の議決を得る必要があるため 12 月議会提案となった。償

還された金額は一般会計に繰り入れ、その後貸付元であったモノレール基金に返済されたことにより、9 月議会で議決を得た基金の貸出を実施している。

今回の基金処理において基金現金残額の確認を怠ったことにより、二度にわたる予算案の議決を得るに至ったことは、基金の管理が適正に把握されていないことに起因する。

基金からの貸付繰替に関する事務処理手続等、予算の調整については内部審査体制を強化し、適正な執行に留意されたい。

○ 税 制 課

1 職員の配置状況

税制課の職員の配置状況は、副参事兼課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 6 人、主事 3 人計の 13 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

税制課においては、税務の総合調整及び企画、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課、所得証明、資産証明及び納税証明等、軽自動車の標識交付、固定資産評価審査委員会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出の主なものは、那覇地区税務協議会(3 万 6,000 円)、北那覇地区税務協議会(3 万 6,000 円)、那覇市租税教育推進協議会負担金(2 万 5,000 円)等である。

(2) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いの主なものは、軽自動車納税通知発送の郵送料、九州都市税務協議会、沖縄県都市税務協議会、那覇・北那覇地区税務協議会、那覇市租税教育推進協議会等への負担金である。

概算払いによる支払いは、九州都市税務協議会への出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 (1) 注意事項(2) 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約状況の主なものは、証明書自動交付機等システム(109 万 9,998 円)、封入封緘機(59 万 8,500 円)、ドライシーラー(32 万 7,600 円)、製本機(88 万 2,000 円)の保守及び軽自動車税課税データー調査(220 万 3,950 円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約については、封入封緘機(67 万 9,392 円)、製本機(69 万 3,693 円)、ドライシーラー、(71 万 383 円)、コピー機 2 台(75 万 8,102 円)、タクシー使用料外 2 件(7 万 9,130 円)である。

(3) 需用費(修繕料)の契約について

需用費(修繕料)の契約は、ファクシミリの修繕(2 万 1,514 円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の管理について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意及び留意事項

(1) 歳出予算の計上について（注意事項）

オンラインによる窓口証明書事業の印刷整本費（104 万 3,000 円）の執行において、平成 17 年度と同様に平成 18 年度も、他課との共同入札により落札額が 3 分の 1 になったので、その落札残額を当初予算に計上しなかった庁用備品の流用財源に充てている。このことは、共同入札による経費節減の努力をしていながら、予算計上にあたっては、以前と同様必要以上に予算計上を繰り返している。

地方財政法第 3 条（予算の編成）第 1 項は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならないと規定している。予算流用は、止むを得ない場合の例外的措置であり、安易な流用を避けることはいうまでもない。

予算の執行にあたっては、厳しい財政状況のなか計画的・効果的な予算の計上に注意されたい。

(2) 団体負担金について（留意事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、財政課の「6 (1) 団体負担金について（財務部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（財政課分を参照）

○ 市 民 税 課

1 職員の配置状況

市民税課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 7 人、主任主事 20 人、主事 2 人の計 32 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民税課は、個人の市県民税及び法人等の市民税並びに事業所税の賦課、扶養証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、那覇地区税務協議会負担金（17 万 2,612 円）、北那覇地区税務協議会負担金（11 万 2,697 円）、九州地域事業所税都市連絡協議会負担金（2,000 円）、事業所税都市連絡協議会負担金（1 万円）である。

(2) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、源泉徴収票共同発送費に係る負担金（北那覇税務署）、源泉徴収票共同発送費に係る負担金（那覇税務署）である。

概算払による支払いは、平成 18 年度九州地域事業所税都市連絡協議会研究会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 (2) 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、法人市民税サブシステム開発支援業務 (146 万 4,750 円)、平成 18 年度市県民税賦課パンチ事務 (23 万 2,076 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、市民税課税資料電子化システム賃借料 (661 万 2,936 円)、タクシー使用料 (16 万 1,060 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 (1) 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

(1) 予算の計上について (留意事項)

平成 18 年度市県民税賦課パンチ業務委託契約は、予算額が 877 万 4,000 円に対し、執行済額が 722 万 8,284 円となっており、差額が大きい。その理由として、パンチ業務が予定件数での単価計算によるものであり、最終搬出が終わるまで実際の執行額が判明せず、パンチ業務が増える可能性があるため、予算額で幅を持たせているとのことである。

しかし、執行済の 5 品目のパンチ件数は、実績として当初契約時の予想件数を下回っており、多額の不用額が生じている。

過去 2 年間 (平成 16 年度及び 17 年度) の予算額と執行済額の差額も大きく、予算額が実態に即さず、過大に計上されたこととなっている。

実際の執行額の不確実性があるにせよ、過去の執行状況を踏まえ、予算の計上は、計画的かつ効率的に行われなければならない、留意されたい。

(2) 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、財政課の「6 (1) 団体負担金について (財務部の共通留意事項) 」と共通内容の留意事項である。(市民税課分を参照)

○ 資 産 税 課

1 職員の配置状況

資産税課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 13 人、主任主事 19 人、主事 5 人計 40 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

資産税課は、固定資産税及び特別土地保有税の賦課、国有提供施設等所在市町

村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金、資産証明等、地籍調査に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県基地交付金関係市町村連絡会議(5万円)、財団法人資産評価システム研究センター(12万円)、社団法人全国国土調査協会(2万円)等への団体負担金である。

(2) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いの主なものは、固定資産税過誤納金の返還、納税通知書の郵送(通信運搬費)、沖縄県基地交付金関係市町村連絡会議分担金、九州ブロック地籍調査事業検討会旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6(1)是正事項(2)留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、平成 19 年度標準宅地時点修正鑑定評価委託業務(545万6,640円)、課税システム再開発 SE 委託業務(315万円)、宛名等印字委託業務(25万8,639円)、平成 18 年度鑑定評価委託業務(その他)(24万3,600円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、軽自動車賃借料(27万900円)、タクシー使用料(8万5,860円)である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、バイク点検修理他 5 件(4万5,906円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正事項及び留意事項

(1) 冷凍倉庫の課税誤りについて(是正事項)

平成 18 年 8 月上旬、日本冷蔵倉庫協会から連絡を受けた市内の一業者からの照会があり現場調査を行ったところ、固定資産税の課税誤りが判明している。

課税誤りの原因は、冷凍倉庫は一般倉庫に比べて損耗が激しいために、減ずる点数が高く設定されているが、経年減点補正率の適用誤りで、冷凍倉庫用の経年減点補正率(26年で減価)を適用して評価すべき倉庫に対し、一般倉庫の補正率(45年で減価)を適用して評価し課税されていたことから、結果として過大に徴収を行っていたとのことである。

7 所有者、12 棟の冷凍倉庫が本来の税額より多く課税されていることが判明し、地方税法及び那覇市固定資産税過誤納金補填金支払要綱に基づき、10

年間分の還付を行うことを決定し、地方税法での還付期間対象の 5 年分の 3,233 万 6,900 円、及び地方税法を超える 6 年分から 10 年分までの固定資産税過誤納金補填金の 2,626 万 2,400 円を支払うこととなり、合計で 5,859 万 9,300 円の多額な還付金を生じせしめることとなったとのことである。(金額は 11 月 30 日現在の本税相当額であり、利息相当額は支払日によって変動するので含めていない。)

市税は市の収入の根幹であることから、市税の賦課業務に当たっては、納税義務者、課税客体等は的確に把握されているか、課税漏れあるいは誤謬賦課のものはないか、誤謬発見後の処理は適正に行われているか等に細心の注意を払い、今後このようなことが二度と起こらないよう、是正を計りたい。

(2) 団体負担金について(留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、財政課の「6(1) 団体負担金について(財務部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(資産税課分を参照)

○ 納 税 課

1 職員の配置状況

納税課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 15 人、主任主事 26 人、主事 8 人の計 51 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 7 人である。

2 主な所掌事務

納税課は、市税の徴収、納税証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、市税の現年度分が 102 億 7,163 万 7,605 円(個人市民税が 34 億 7,633 万 2,741 円、固定資産税が 67 億 3,132 万 44 円、国有資産等所在市町村交付金及び納付金が 2,145 万 2,200 円、軽自動車税が 3,939 万 2,800 円、市たばこ税が 7,936 万 1,220 円)、滞納繰越分が 28 億 2,650 万 7,653 円(個人市民税が 7 億 7,995 万 8,409 円、法人市民税が 6,424 万 8,465 円、固定資産税が 18 億 6,359 万 1,384 円、軽自動車税が 4,409 万 5,488 円、市たばこ税が 6,318 万 3,218 円、特別土地保有税が 555 万 2,389 円、事業所税が 587 万 8,300 円)となっており、市税全体で 130 億 9,814 万 5,258 円である。

(2) 負担金について

負担金の支出は、南部地区個人住民税徴収対策協議会への団体負担金(2,000 円)、「東京税務ゼミナー」受講料としての出席負担金(10 万円)、「滞納整理実務講座」参加料としての出席負担金(4 万 4,100 円)である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いの主なものは、市税過誤納還付金、督促状発送、郵便振替手数料、後納郵便料である。

概算払による支払いの主なものは、滞納市税の出張徴収旅費、東京税務ゼミナー受講旅費、公売予定物件の調査旅費、NOMA 滞納整理事務研修旅費であ

る。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 (1) 注意事項」及び「6 (2) 努力事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、非 OCR 納付書書換委託業務 (154 万 728 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、滞納管理システム賃借料 (823 万 7,268 円)、業務用軽自動車賃借料 (50 万 1,270 円)、カラープリンタ賃借料、その他 3 件 (60 万 7,598 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、備品修繕料、その他 2 件 (1 万 8,995 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意及び努力事項

(1) 滞納繰越分の収納対策について (注意事項)

平成 17 年度末で滞納繰越額が 33 億 6,622 万 7,759 円と、なお膨大であるので、費用対効果を検証しつつ、未収金の新たな収納対策を検討する等、一層の滞納繰越額の圧縮に向けて注意されたい。

滞納繰越額調べ

単位：円

科目	平成17年度	平成16年度	平成15年度
個人市民税	908,578,419	943,231,276	865,800,313
法人市民税	85,437,598	74,741,930	58,626,032
固定資産税	2,239,894,064	2,268,085,252	2,393,052,361
軽自動車税	51,438,110	46,940,228	41,894,702
市たばこ税	63,783,218	64,983,118	66,483,118
特別土地保有税	8,849,950	8,849,950	8,849,950
事業所税	8,246,400	8,575,434	13,801,300
合計	3,366,227,759	3,415,407,188	3,448,507,776

(2) 歳入の予算計上について (努力事項)

平成 16 年度の定期監査において、「歳入の予算編成について」として、「徴税手数料 (督促手数料) や延滞金 (市民税) は決算で多額の増収となっているので、そのような場合は予算の増額補正をし、適切な予算管理に努められたい」との指摘をしたが、これに対し、「収入実績と納期内納付状況を考慮し、増額補正を検討していきたい」との措置状況の報告があった。

しかし、現状は、その後も督促手数料と延滞金が決算時に多額の増収とな

っているにもかかわらず、依然として改善されていない。
再度、適切な予算の計上に努められたい。

健康福祉部

○ 福祉政策課

1 職員の配置状況

福祉政策課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主任主事 5 人、主事 2 人の計 13 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

福祉政策課は、福祉事業の総合計画、社会福祉事業団体及び地域福祉、福祉のまちづくり、民生委員及び児童委員、災害援助、援護事務、総合福祉センター、健康福祉部各課の電算システム化事業及び部の総括課としての業務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、石嶺地域福祉祭り運営費の一部負担金 (5 万円) の団体負担金、九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会 (8,000 円) 及び福祉事務所所長会出席負担金 (4,000 円) である。

補助金の支出は、主に那覇市社会福祉協議会 (6,326 万 6,000 円) 那覇市民生委員児童委員連合会 (1,804 万 3,000 円) 那覇市老人クラブ連合会 (350 万 3,000 円) 那覇保護区保護司会 (216 万 8,000 円) 那覇市身体障害者福祉協会 (194 万円) 等の補助金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、鳥堀 5 丁目マンションが全壊し災害者見舞金及び火災による災害者見舞金の扶助費である。

概算払による支払いは、平成 18 年度第 2 回福祉事務所所長会、第 28 回九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会の旅費である。

これらについて審査した結果、「6 留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市総合福祉センター管理運営費 (3,759 万 9,000 円) 地域インターネット機器及びソフトの保守 (144 万 9,000 円) 愛楽園入園者激励事業 (59 万 3,250 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、電子複写機賃借料 (30 万 2,400 円) タクシー使用料 (11 万 9,020 円) の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

土地は、那覇市総合福祉センター用地 3,993.03 m²、那覇市母子生活支援センター用地 2,039.66 m²、社会福祉法人そてつの会に無償貸付している土地 (4 筆 578.94 m²) である。建物は、那覇市総合福祉センター 5,309.45 m²、那覇市古波蔵ふれあい館 762.50 m² である。

(2) 基金及び出資金について

基金は、那覇市地域福祉基金 (現金 8 億 4,208 万 4,678 円) である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

団体負担金について (健康福祉部の共通留意事項)

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体はかなり見受けられる。

負担金及び補助金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、次のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成18年 度予算額 (那覇市)	平 成 17 年 度 決 算 額			収支比 率(%)	主管課
		収入額	支出額	収支差額		
南部地区援護事務研究会	2,000	32,504	23,319	9,185	71.7	福祉政策課
社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会	159,000	263,046,854	172,686,041	90,360,813	65.6	福祉政策課
市町村保健師業務連絡協議会	8,000	310,125	242,875	67,250	78.3	健康推進課
那覇市母子保健推進員協議会	560,000	1,719,909	1,219,280	500,629	70.9	健康推進課
全国婦人相談員連絡協議会	4,000	1,883,331	1,151,911	731,420	61.2	保護課
九州地区婦人相談員連絡協議会	4,000	582,192	305,135	277,057	52.4	保護課
沖縄県市町村保育主管課長連絡協議会	3,000	312,915	0	312,915	0	こどもみらい課
沖縄県支部児童扶養手当等事務担当者連絡協議会	3,000	51,085	23,425	27,660	45.9	子育て応援課

九州地区母子自立支援協議会	5,000	977,139	420,385	556,754	43.0	子育て応援課
---------------	-------	---------	---------	---------	------	--------

収支比率 80%未満の団体

○ 健康推進課

1 職員の配置状況

健康推進課の職員配置状況は課長 1 人、主幹 1 人、技幹 2 人、主査 4 人、技査 5 人、主任主事 12 人、主事 1 人、保健師 16 人、栄養士 1 人の計 43 人である。その他、非常勤職員 18 人、臨時職員 7 人である。

2 主な所掌事務

健康推進課は、保健業務の企画立案及び関係団体との連絡調整、予防接種、結核予防及び健康診断、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）健康づくり、献血、臓器移植、エイズ、麻薬等、保健団体の育成及び地域封建等、保健センター、救急医療の補助金、医療に係る連絡・調整、古波蔵ふれあい館に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）未収金の徴収について

未収金は、健康診査実費徴収金（現年度分 131 万 4,400 円）一部負担金差額徴収金（滞納繰越分 14 万 5,336 円）である。

（２）負担金・補助金について

負担金の支出は、主なものとして老人医療給付費（現物 144 億 2,432 万 3,408 円）老人医療費支給費（現金 1 億 5,542 万 7,595 円）の団体負担金である。

補助金の支出は、団体運営補助（那覇市医師会他 5 団体 375 万 9,000 円）である。

（３）資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、主に老人医療費支給費、後納郵便料等である。

概算払による支払いは、老人医療給付費、母子保健推進員宿泊研修、保健師研修分科会検討会、市町村保健師業務研究会等の旅費である。

これらについて審査した結果、「６（２）注意事項、（４）留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約状況について

業務委託契約は、DPT 予防接種個別委託（３件 3,708 万 2,962 円）妊婦健康診査（2,814 万 6,481 円）MR 予防接種個別委託（３件 2,673 万 7,254 円）子宮がん・乳がん検診（３件 2,698 万 3,460 円）等である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、公社保有地賃借料（190 万 8,749 円）駐車場使用料（45 万円）タクシー使用料等の契約である。

（３）修繕料の契約について

修繕料は、自動車整備に伴う修繕料、備品等の修繕料である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 (1) (3) 検討事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

建物は、那覇市保健センター2,005.48 m²、那覇市北保健センター280.00 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意及び検討事項

(1) 老人保健レセプト並び替え業務委託契約について（検討事項）

平成 14 年 4 月 1 日から現在までレセプト点検を経験した元非常勤職員 3 名と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質又は目的が競争入札の適しないものを適用条項として随意契約している。職務内容が資格等の特殊性を要する業務とは認められず、この業務について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し契約することは好ましくない。

契約については、競争入札が原則であり、公平性、透明性及び経済性の総合的な観点から契約のあり方を検討されたい。

(2) 支出負担行為について（注意事項）

支出予算の執行手続きについて、健康教育業務委託（契約額 40 万円）を平成 18 年 8 月 24 日に沖縄県総合保健協会と契約して、11 月 30 日時点において支出の義務が生じているにもかかわらず支出負担行為がなされていない。支出負担行為として整理する時期については、その時期を失することのないよう注意されたい。

(3) 契約事務について（検討事項）

「健康なは 21」推進運営委託業務（契約額 439 万 9,500 円）を（株）都市科学政策研究所と随意契約している。随意契約の理由として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質又は目的が競争入札の適しないものを適用条項としている。健康なは 21（地域の健康づくり 10 年計画）は、平成 16 年度にプロポーザル方式で上記の業者と契約し、平成 17 年度は計画に基づき、「健康なは 21」推進運営業務を上記の業者と随意契約している。平成 18 年度は、2 年間の実績により信頼度があり、効率的な業務遂行が見込まれるということで同業者と随意契約している。この計画は、5 年間（平成 21 年度）で実施状況や達成度により計画の見直しの予定もあり、それまでは引き続き随意契約をする予定であるとのことである。この業務の継続性を考慮して債務負担行為を設定した上で複数年契約をするよう検討されたい。

(4) 団体負担金について（留意事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、福祉政策課の「6 団体負担金について（健康福祉部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（健康推進課分を参照）

○ チャーがんじゅう課

1 職員の配置状況

チャーがんじゅう課の職員配置状況は、課長 1 人、技幹 1 人、主査 12 人、技査 4 人、主任主事 11 人、主事 9 人、保健師 2 人の計 40 人である。その他、非常勤職員 62 人、臨時職員 8 人である。

2 主な所掌事務

チャーがんじゅう課は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、高齢者福祉対策、老人福祉施設、介護保険事業の企画及び普及、介護保険の認定審査、介護保険の給付、介護保険料の賦課及び徴収、安謝複合施設、地域包括支援センターに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、介護保険料（現年度分 2 億 1,918 万 3,864 円、滞納繰越分 2 億 7,386 万 2,040 円）老人福祉施設入所者自己負担金（現年度分 263 万 120 円、滞納繰越分 530 万 4,634 円）等である。

(2) 負担金・補助金について

負担金の支出は、居宅介護サービス計画給付費（3 億 5,802 万 5,589 円）特定入所者介護サービス費（2 億 8,386 万 3,607 円）県シルバー人材センター連合（30 万円）への負担金、介護支援専門員研修（1 万 6,000 円）出席負担金等である。

補助金の支出は、那覇市シルバー人材センター運営補助（1,521 万 4,000 円）那覇市単位老人クラブ（143 万 9,300 円）補助である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、介護サービス等諸費、主治医意見書代等である。

概算払による支払いは、老人福祉施設入所措置費、小規模多機能ホーム全国セミナー2006 出席旅費、小規模多機能型サービスの先進地視察旅費等である。

これらについて審査した結果、「6(1)(2)注意事項、(3)留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市老人福祉センター等の管理運営委託（5,599 万 2,000 円）地域ふれあいデイサービス事業（3,114 万 3,000 円）地域相談センター業務委託料（12 件 3,000 万円）食の自立支援事業（5 件 1,890 万 2,970 円）安謝福祉複合施設管理運営事業委託（1,181 万 7,000 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、包括支援システム賃貸借料（258 万 5,100 円）複写機賃貸借料（101 万 5,652 円）タクシー使用料等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、車検整備代その他 3 件（10 万 3,635 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物等について

土地は、那覇市末吉老人福祉センター(4筆3,346.20㎡)、那覇市識名老人福祉センター(3,698.00㎡)、那覇市小禄老人福祉センター(3筆3,285.49㎡)、那覇市壺川老人福祉センター(2,587.46㎡)、建物は那覇市末吉老人福祉センター(931.98㎡)、那覇市識名老人福祉センター(793.85㎡)、那覇市小禄老人福祉センター(799.61㎡)、那覇市壺川老人福祉センター(1,091.31㎡)、那覇市識名老人福祉センター陶芸室(18.13㎡)、那覇市小禄老人福祉センター陶芸室(14.85㎡)、那覇市辻老人憩の家(480.00㎡)、那覇市安謝老人憩の家(411.94㎡)、那覇市安謝特別養護老人ホーム(4,859.66㎡)、那覇市安謝老人デイサービスセンター(360.32㎡)、那覇市シルバーワークプラザ(397.49㎡)である。

(2) 基金及び出資金について

基金は、介護給付費等準備基金(現金8億2万1,218円)、高額介護サービス資金貸付基金(2,000万円)である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成19年1月18日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6(4)注意事項」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意及び留意事項

(1) 滞納繰越分の未収金について(注意事項)

平成18年11月30日現在、滞納繰越分の未収金は次のとおりである。

介護保険料

(単位：円、%)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	対調定 収入率
13 年度	4,800	0	4,800	0.0%
14 年度	1,384,396	353,445	1,030,951	25.5%
15 年度	22,199,558	4,314,900	17,884,658	19.4%
16 年度	125,637,281	12,767,995	112,869,286	10.2%
17 年度	153,268,154	11,195,809	142,072,345	7.3%
計	302,494,189	28,632,149	273,862,040	9.5%

老人福祉施設入所者自己負担金

(単位: 円、%)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	対調定 収入率
9 年度	137,180	4,000	133,180	2.9%
10 年度	321,150	24,000	297,150	7.5%
11 年度	2,307,101	495,080	1,812,021	21.5%
12 年度	1,461,200	535,400	925,800	36.6%
13 年度	467,122	155,400	311,722	33.3%
14 年度	678,800	0	678,800	0.0%
15 年度	1,176,883	333,600	843,283	28.3%
16 年度	302,678	0	302,678	0.0%
17 年度	335,220	335,220	0	100.0%
計	7,187,334	1,882,700	5,304,634	26.2%

未収金は年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう注意されたい。

(2) 支出負担行為について (注意事項)

支出予算の執行手続きについて、那覇市地域台帳ソフト保守委託(契約額 2 万 1,000 円)を平成 18 年 4 月 1 日に(株)エルエスアイ研究所沖縄と契約して、支出の義務が生じているが、支出負担行為は平成 18 年 7 月 3 日付けで行われている。支出負担行為として整理する時期については、その時期を失することのないよう注意されたい。

(3) 歳出予算の計上と執行について (留意事項)

地域密着型介護予防サービス給付費負担金(予算額 2 億 2,413 万 5,000 円)が平成 18 年 11 月 30 日現在未執行となっている。これは、平成 18 年度から新設されたサービスで、市長から指定された事業所で提供するものであり、その介護費単価が予算編成時に見込んでいた額を大幅に下回る額となり、事業所側からの申請がほとんどなく大部分が未執行となる予定である。

介護保険サービス利用料助成事業補助金(予算額 1,113 万 8,000 円)についても平成 18 年 11 月 30 日現在未執行となっている。これは、見込み違いにより、ほとんど未執行となる予定である。

予算執行に向けての事業計画や執行体制が十分とはいえず、今後は適切な予算の計上と執行に努められたい。

(4) 備品管理について (注意事項)

備品管理については、備品に貼ってあるシールが古くなって見えないものや、他課のシールが混在して貼られている状況なので、早急に那覇市物品会計規則第 26 条に基づいた適正な事務処理に注意されたい。

○ 障害福祉課

1 職員の配置状況

障害福祉課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 6 人、主任主事 12 人、主事 7 人、保健婦 4 人、理学療法士 1 人の計 32 人である。その他、非常勤職員 18 人、臨時職員 8 人である。

2 主な所掌事務

障害福祉課は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく障害者計画、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）障害者自立支援法、特別障害者手当・経過的手当福祉及び障害児福祉手当、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）精神障害者地域生活支援センター、難病患者等居宅生活支援、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）未収金の徴収について

未収金の主なものは、知障施設負担金滞納分（1,719 万 7,100 円）、身障施設負担金滞納分（127 万 5,500 円）、家族療養費返還金（44 万 6,400 円）、高額療養費返還金（1,881 万 9,120 円）、特別障害者手当返還金（90 万 5,200 円）、身体障害者居宅介護支援費返還金（188 万 760 円）等である。

（２）負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県身体障害者スポーツ大会開催負担金（12 万 5,000 円）である。

補助金の支出の主なものは、身体障害者小規模作業所（400 万円）、小規模作業所販路拡大支援事業（60 万円）、共同作業所運営（1,500 万円）、知的障害者小規模作業所（2,300 万円）精神障害者小規模通所授産施設運営費助成補助金（1,000 万円）等である。

（３）資金前途・概算払の取扱いについて

資金前途による支払いの主なものは、障害者運動会の郵送料、登録手話通訳奉仕員の傷害保険料、モノレール SP カード購入、重度心身障害者医療費助成金、家族相談員紹介事業運営費等である。

概算払いによる支払いの主なものは、精神障害者小規模作業所の運営費、精神障害者小規模通所授産施設の運営費、家族相談員紹介事業運営費、ピアカウンセリング事業運営費等である。

これらについて審査した結果、「6（１）注意事項（２）検討事項」以外は、おおむね適正にされているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、地域活動支援センター 型事業（1,475 万円）、身体障害者生活支援事業業務（707 万 7,000 円）、那覇市障害者福祉センター管理運営（550 万 6,000 円）、リフト付バス運行事業（1,160 万 8,800 円）、精神障害者地域生活支援事業（2,143 万 1,000 円）等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の主なものは、パーソナルコンピュータ及びプリンタ賃借料 (104 万 4,660 円) 障害者支援費管理費システム一式賃借料 (390 万 6,000 円) 会場使用料 (59 万 5,950 円) 平成 18 年度障害福祉課 OA 機器等賃貸借 (60 万 2,910 円) 「知的しょうがいネットワークそうせい」入居建物にかかる土地賃貸借料 (118 万 9,000 円) 等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 (3) 是正事項」以外は、おおむね適正にされているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

公有財産について、土地 (古島在障害者福祉センター 2,803.11 m²) 建物 (同福祉センター 521.78 m²) である。

(2) 物品管理について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 (4) 注意事項」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意、検討及び是正事項

(1) 未収金について (注意事項)

ア 高額医療費返還金の滞納繰越分について

平成 18 年度高額医療費返還金の滞納繰越分の調定額は、1,908 万 1,047 円であるが、平成 17 年度の決算額は 1,886 万 2,334 円と確定されており、不一致が生じている。平成 15 年度の定期監査で、事前調定の煩雑さから年度末一括調定をしている事や、平成 14 年度の滞納繰越分について調定されてない等改善するよう指摘してきたが、改善されてない。

調定の不一致は、平成 17 年度の繰越調定がされてないという事になるので、その原因となっている収入の事後調定を那覇市会計規則第 20 条 (事前調定) 第 1 項に則り事前調定に改めるよう再度注意されたい。

イ 家族療養費返還金等の滞納繰越分について

平成 18 年度家族療養費返還金の滞納繰越分 (44 万 6,400 円) について、滞納整理台帳がないので、納付指導がされてなく、又、他の返還金の未収金についても、現に死亡している者がいたりして滞納整理台帳の整備不十分さがみられる。

未収金対策として、これら滞納繰越分の台帳を早急に整備し、督促状発送による納付指導等の徴収体制強化に取組まれ、時効による不納欠損処理にならないよう注意されたい。

(2) 督促手数料及び延滞金について (検討事項)

督促手数料及び延滞金について、予算計上がなく、返還金滞納者から徴収していない。

督促手数料及び延滞金の取り扱いについては、那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例を遵守されたい。

(3) 契約事務について (是正事項)

障害者生活支援事業 (1,355 万 1,000 円) 障害者訪問入浴サービス事業 (285 万円) 知的障害者相談支援事業 (190 万 4,000 円) 地域活動支援センター型事業 (1,670 万円) については、平成 18 年 10 月からの業務委託を未契約

のままで事業がなされている。平成 18 年 10 月から障害者自立支援法が施行され、それに伴う制度移行のための要綱制定、改正、廃止等の事務処理があるが、その整備の遅れにより不適正な事業執行の状況が生じている。

これは、地方自治法第 234 条（契約の締結）及び那覇市契約規則上不適切であるから、早急に改善し契約業務の透明性に努めるよう是正されたい。

（４）備品管理について(注意事項)

備品台帳について、購入年月日の誤記や、那覇市障害者福祉センターに新規購入した空調機の未登録がみられるので、那覇市物品会計規則第 26 条に則り、早急に備品台帳整備を図るよう注意されたい。

○ 保 護 課

1 職員の配置状況

保護課の職員配置状況は、副参事兼課長 1 人、主幹 3 人、主査 14 人、主任主事 25 人、主事 31 人の計 74 人である。その他、非常勤職員 23 人である。

2 主な所掌事務

保護課は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）生活保護に係る運営方針及び事業計画、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）福祉相談、生活保護に係る予算決算及び経理、生活保護に係る医療事務、就労支援及び就労指導、女性相談等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）未収金の徴収について

未収金については、生活保護費返還金徴収金 1 億 3,505 万 8,928 円である。

（２）負担金について

負担金の支出は、九州地区婦人相談員連絡協議会（4,000 円）である。

（３）資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いの主なものは、平成 18 年度九州ブロック婦人相談員連絡協議会負担金、各月の連絡事務等後納郵便、生活保護費（口座支払い、窓口支払い、追給支払い、手処理支払い、緊急用保護費支払い）、医療扶助治療材料費支払い等である。

概算払いによる支払いの主なものは、生活保護担当者ケースワーカー全国研修会、生活保護申請者実地調査、全国生活保護査察指導員研究協議会、所長部会先進地視察研修、医療扶助費、生活保護措置費（救護園）等である。

これらについて審査した結果、「6（１）検討事項、（２）注意事項、（３）留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約状況について

業務委託契約は、電算システム保守（120 万円）、行旅死亡人葬祭委託料（7 万 2,250 円）である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の主なものは、パソコン賃借料 60 台分（184 万 3,224 円）新規分（84 万 1,995 円）12 台分（34 万 7,760 円）、システムサーバー等賃借

料 (57 万 9,600 円) 電子複写機使用料 (26 万 3,467 円) 等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約の主なものは、車、オートバイ (28 万 7,016 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 19 年 1 月 18 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討、注意及び留意事項

(1) 生活保護費返還徴収金延滞金の取扱いについて (検討事項)

生活保護費返還徴収金延滞金は、手数料として、1,000 円を費目存置として計上しているが、返還対象者は生活困窮者で、悪質な者はいないという事で、延滞金を徴収していない。延滞金の取り扱いについては、那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例を遵守されたい。

(2) 未収金について (注意事項)

平成 18 年度の生活保護費返還徴収金の未収金は、11 月 30 日現在、現年度分、滞納繰越分を合わせて 1 億 3,505 万 8,928 円である。

平成 15 年度の定期監査の指摘事項で、計画的な徴収を検討するように指摘したが、その措置状況は、生活保護を受けている者に生活保護費の返還金を発生させないような対策や、やむなく返還金が発生しても分納をさせ、現年度の滞納をさせない取組みである。しかしながら、生活保護を廃止した者に対する返還金徴収の取組みはなされてない状況であり、滞納繰越分は、平成 15 年度 4,308 万 6,898 円、平成 16 年度 5,159 万 6,082 円、平成 17 年度 7,355 万 2,466 円、平成 18 年度 9,214 万 6,293 円と増加している。

市の厳しい財政状況の中、保護を廃止した者に対して、具体的な徴収対策のもとに、納付書の発送及び電話連絡や訪問調査を実施するなど実態把握と徴収体制を強化し、滞納繰越分の圧縮に努められたい。

又、現年度返還金の調定は、収入として納付された返還金を年度途中の調定としているが、調定は収入に関する意思決定行為であるので、那覇市会計規則第 20 条 (事前調定) 第 1 項に則り事前調定に改めるよう注意されたい。

(3) 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、福祉政策課の「6 団体負担金について (健康福祉部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(保護課分を参照)

(こどもみらい局)

○ こどもみらい課

1 職員の配置状況

こどもみらい課の職員の配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 7 人、技査 1 人、主任主事 8 人、主事 7 人、保育所長 16 人、主任保育士 120 人、保育士 23 人、主任調理員 1 人、調理員 10 人、用務員 13 人の計 209 人である。その他、非常勤職員 57

人、臨時職員117人で174人である。

2 主な所掌事務

こどもみらい課においては、保育所に関すること(但し、子育て応援課の分掌事務中、保育所に関する保育指針の指導・助言及び保育士の研修等に関するものを除く。)局内の総合調整に関すること、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年3月27日教育委員会規則第4号)第3条第1項中別表第1及び別表第2に掲げる事務のうち、幼稚園の教育行政の運営に関する一般方針の決定に関すること、幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関することなど、子育て応援課に属しない事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、保育所運営費保護者負担金(公立)(滞納繰越分1,957万8,740円)保育所運営費保護者負担金(認可)(滞納繰越分2,833万540円)幼稚園保育料(滞納繰越分517万6,680円)預かり保育料(幼稚園)(滞納繰越分4万600円)3歳以上児主食費(公立)(滞納繰越分100万970円)である。

(2) 負担金、補助金について

負担金の支出は、私立保育園運営費負担金(27億8,454万2,790円)沖縄県社会福祉協議会保育協議負担金(6万2,992円)沖縄県保育士会負担金(4万416円)団体負担金(共済負担金幼稚園)(39万1,520円)である。

補助金の支出は、法人保育園建設助成金(4団体への総支出済額246万4,000円)である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いで主なものは、保育料過誤納還付金(公立保育所・認可保育所)保育料還付金(幼稚園使用料)預かり保育料還付金(幼稚園使用料)主食費過誤納還付金、保育所賠償責任保険料、保育所運営法人選考部会の費用弁償及び報酬、沖縄県社会福祉協議会保育協議負担金、沖縄県保育士会負担金、甲種防火管理者資格取得講習会テキスト代、学校保健関係非常勤職員報酬、健康診断業務委託料である。

概算払による支払いは、南部地区保育所給食研修会参加旅費、幼稚園及び保育所の一体的運営にかかる先進都市視察調査旅費、平成18年度待機児童解消に向けた取組状況ヒアリングのための出張旅費である。

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、「6(1)留意事項、(2)留意事項、(4)留意事項」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

平成18年11月30日現在、支出済の契約事務は次のとおりである。

(1) 業務委託契約について

業務委託契約の主なものは、保育所管理運営(2受託者合計支出済額7,014万9,320円)、幼稚園児健康診断業務(406万6,707円)、認可化移行促進事業(4受託者合計支出済額200万円)、消防用設備保守点検(48万7,221円)、冷房機及び空調設備保守点検(32万1,747円)である。

(2) 工事及び設計業務について

工事及び設計業務契約は、松川幼稚園園舎建設事業新設改良工事費(1億674万9,800円)、赤平保育所進入道路決壊部分の改修工事(1,358万7,000円)、松川幼稚園園舎建設事業設計工事等委託料(1,038万3,450円)、高良幼稚園園舎耐力度調査業務委託(90万3,000円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料賃借料の契約の主なものは、保育所複写機保守契約(石嶺保育所外16ヶ所分支出済額150万2,804円)保育システム賃貸借料(70万4,368円)、幼稚園複写機賃貸借契約(57万1,156円)、タクシー使用料(19万4,800円)である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の主なものは、園舎維持補修・修繕等その他105件(576万5,547円)、保育所施設修繕64件(456万3,636円)、大道保育所天井張替え工事(275万9,715円)、泊幼稚園他5件電気関係修繕(63万5,250円)、給食センター車両の車検に伴う修繕費他6件(40万2,317円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地「行政財産(公簿面積) 合計11,590.31㎡。普通財産(貸付)(公簿面積):1,855.81㎡(普通財産内訳:小禄保育所1,273.35㎡、与儀南保育所582.46㎡)」、建物(行政財産 合計9,221.14㎡)について、公有財産台帳の副本等により審査した。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成19年1月17日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

財産の管理について、「6(3)注意事項」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・留意事項

(1) 未収金の繰越手続について(留意事項)

平成17年度中に収入できなかった預かり保育料滞納繰越分(10万円)の未収金を平成18年度の調定額に繰り越していない。

未収金については、那覇市会計規則第41条第2項に基づき翌年度に繰越し、新年度の4月1日に繰越調定することになっているので、今後適切な予算執行に留意されたい。

(2) 未収金(滞納繰越分)の徴収について(注意事項)

平成18年11月30日現在、滞納繰越分の未収金は次のとおりである。

(単位:円)

未収金科目	調定額	収入済額	未収額	対調定収入率(%)
保育所運営費保護者負担金(公立)	23,039,720	3,460,980	19,578,740	15.0
保育所運営費保護者負担金(認可)	34,150,640	5,820,100	28,330,540	17.0
幼稚園保育料	5,964,080	787,400	5,176,680	13.2

預かり保育料 (幼稚園)	69,600	29,000	40,600	41.7
3 歳以上児主食費 (公立)	1,119,930	118,960	1,000,970	10.6

未収金は年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう注意されたい。

(3) バス券等の保管の徹底について (注意事項)

課内の鍵付きのレターケースに保管していた金券中、バス券 2 万 4,000 円相当額、モノレールカード 8 万 4,000 円相当額が盗難にあった。盗難が発覚した後、所轄の交番に届けている。

このような盗難を再発防止するとともに、那覇市物品会計事務取扱要綱第 13 条 (物品の管理) の規定を遵守し、バス券やモノレール回数券等の在庫物品の適正な管理に注意されたい。

(4) 団体負担金について (留意事項)

各種団体に負担金を交付している。これは、福祉政策課の「6 団体負担金について (健康福祉部の共通留意事項)」と共通内容の留意事項である。(こどもみらい課分を参照)

(こどもみらい局)

○ 子育て応援課

1 職員の配置状況

子育て応援課の職員の配置状況は、課長 1 人、主幹 3 人、主査 21 人、主任主事 15 人、主事 3 人、保健師 1 人、言語聴覚士 1 人の計 45 人である。その他、非常勤職員 56 人、臨時職員 11 人で 67 人である。

2 主な所掌事務

子育て応援課においては、子育て支援関連事業、認可外保育施設関連、保育所に関する指導・助言及び保育士の研修等に関する事、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)及び児童手当法に関する事、保育所以外の児童福祉施設に関する事、児童虐待の防止に関する事、療育センターに関する事、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)のうち、障害児デイサービスに関する事、乳幼児、母子及び父子医療に関する事、母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に関する事、母子福祉センターに関する事、助産施設の入所に関する事務、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成 18 年 3 月 27 日教育委員会規則第 4 号)第 3 条第 1 項中別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事務のうち、幼稚園の職員の研修に関する事、幼稚園の経営、教育課程及び教育内容の指導助言など、こどもみらい課に属しない事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、児童扶養手当返還金 (現年度分 199 万 350 円、滞納繰越分 246 万 1,780 円) 児童保護(助産)措置費自己負担金(滞納繰越分 18 万 600 円) 児童手当返還金 (現年度分 97 万 5,000 円、滞納繰越分 214 万 5,000 円) 児

童デイサービスの利用者負担分(現年度分3万1,944円、滞納繰越分1万9,500円) 母子及び父子家庭等医療費助成返還金(滞納繰越分6万4,550円)である。

(2) 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県市部福祉業務連絡協議会母子・児童福祉研究会(5,000円) 九州地区母子自立支援員協議会(3,500円) 平成18年度子育て相談援助技術専門研修会(1万4,000円) 第50回全国保育研究大会(2万6,000円) 発達障害実践セミナー受講料(1万3,650円) 出席者負担金、つどいの広場全国連絡協議会会員登録(8,000円) 平成18年度児童館連絡協議会(6万6,000円) 沖縄県家庭相談員連絡協議会(1万1,000円) 全国肢体不自由児通園施設連絡協議会(2万5,000円) 負担金である。

補助金は、母子家庭等相談事業(31万1,100円) 放課後健全育成事業(1億33万7,000円) である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による主な支払いは、母子・父子家庭等医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業、扶助費(児童手当、児童扶養手当) 児童環境づくり基盤整備事業「子育て支援講習会」における一時保育従事者への報償費、各児童館管理運営事業、沖縄県家庭相談員連絡協議会定例研修会負担金、平成18年度全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会費、実践セミナー「発達障害をもつ子と子育て支援」受講料、図書代金、各児童館のサマーキャンプや自然教室、運動会等の実施に伴う食料費、使用料、賃借料及び消耗品費である。

概算払による主な支払いは、平成18年度第2回母子・児童福祉研究会参加旅費、平成18年度子育て相談・援助技術専門研修会旅費、第50回全国保育研究大会旅費、放課後児童健全育成事業、実践セミナー「発達障害をもつ子と子育て支援」旅費、各児童館のサマーキャンプや自然教室、運動会等の実施に伴う報償費及び旅費である。

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、「6(1)留意事項、(2)注意事項、(3)留意事項」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

平成18年11月30日現在、支出済の契約事務は次のとおりである。

(1) 業務委託契約について

業務委託契約の主なものは、母子生活支援施設事業(3,583万6,000円)、保育等支援事業(986万1,500円)、乳幼児健康支援一時預り事業(3受託者合計881万1,004円)、古波蔵児童館管理運営費(736万5,000円)、安謝児童館管理運営費(672万8,250円)、金城児童館管理運営費(499万5,000円)、認可外保育施設児童健康管理業務(299万5,300円)、ファミリーサポートセンター管理運営事業(298万7,000円)、認可外保育施設児童歯科健診事業(275万3,100円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約の主なものは、施設使用料(78万円)、コピー機リース料(33万1,321円)、タクシー使用料(27万3,670円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の主なものは、児童クラブ室修繕料(17万2,000円)、療育センター外壁部分の防水修繕他1件(15万3,720円) である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地「行政財産（公簿面積） 合計5,886.10㎡ 内訳：児童館4,514.61㎡（壺屋、識名、国場、大名の4館の合計面積）、障がい児施設1,371.49㎡」、建物「行政財産 合計4,914.44㎡ 内訳：児童館4,210.14㎡（壺屋、識名、国場、大名、若狭、久場川、久茂地、小禄、安謝の9館の合計面積）、石嶺記念児童遊園19.03㎡、障がい児施設685.27㎡」について、公有財産台帳の副本等により審査した。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成19年1月17日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した。

財産の管理について、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意及び注意事項

(1) 未収金の繰越手続について（留意事項）

平成17年度中に収入できなかった児童デイサービスの利用者負担金（1万9,500円）、母子及び父子家庭等医療費助成金返還金（6万4,550円）の未収金を平成18年度の調定額に繰り越していない。

未収金については、那覇市会計規則第41条第1項に基づき翌年度に繰越し、新年度の4月1日に繰越調定することになっているので、今後適切な予算執行に留意されたい。

(2) 未収金（滞納繰越分）の徴収について（注意事項）

平成18年11月30日現在、滞納繰越分の未収金は次のとおりである。

（単位：円）

未収金科目	調定額	収入済額	未収額	対調定収入率(%)
児童扶養手当返還金	2,721,750	259,970	2,461,780	9.6
児童保護（助産）措置費自己負担金	180,600	0	180,600	0
児童手当返還金	2,345,000	200,000	2,145,000	8.5
母子及び父子家庭等医療費助成返還金	64,550	0	64,550	0

未収金は年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図られたい。

(3) 団体負担金について（留意事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、福祉政策課の「6 団体負担金について（健康福祉部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（子育て応援課分を参照）